

## 令和6年度ECモールを活用した県産品販売支援業務委託仕様書

1 委託業務の名称 令和6年度ECモールを活用した県産品販売支援業務

2 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

近年、消費のデジタルシフトによる食品分野の電子商取引（以下「EC」という。）の市場規模は全国的に急拡大しており、県内においても、食品事業者のEC参入が進んでいる。一方、今後もEC市場競争は一層激化する見込みであり、EC既参入事業者における購入データの活用能力の向上及び新規事業者が参入しやすい環境づくりが課題となっている。

そこで、本業務では、インターネットショッピングモール（以下「ECモール」という。）における県産品特集ページの開設・運営を通じ、デジタル広告配信による誘客を図りながら、事業者が活用可能な購入データ（購入者性別、年代、所在地、購買動向等）を収集・分析することで、事業者自身による販売戦略や商品等の改善を支援する。

加えて、同ECモール内に、EC未参入事業者等の商品を取りまとめて販売する店舗（以下「アンテナショップ型店舗」という。）を出店することで、事業者における今後のEC参入に向けたテストマーケティングや課題整理等を支援する。

※ 本仕様書において、「県産品」とは、宮城県内で生産若しくは製造の最終工程が行われた食品、又は県内の業者が企画し、県内生産の食材を主原料として製造されたものを指す。

4 業務の概要

(1) ECモール内県産品特集ページの開設・運営

ECモールを選定の上、既に出品されている県産品を取りまとめた特集ページを同ECモール内に開設すること。特集ページの開設に当たっては以下に留意すること。

イ ECモールの選定

県産品販売事業者の販売戦略策定又は改善に寄与するため、十分な信頼性を担保できる数の、商品ジャンル毎の県産品購入データが取得できるECモールを選定すること。

ロ ターゲット及びコンセプトの提案

効果的に集客を図るため、特集ページのターゲット及びコンセプトを提案すること。

ハ 開設時期

令和6年10月1日までに開設すること。運営期間は令和7年3月31日までとする。

ニ 販売商品の選定

(イ) 本県特集ページ内で販売する県産品を募集し、選定すること。

(ロ) 販売商品は、次の要件を全て満たす事業者及び商品を対象として募集し、発注者と協議の上、選定すること。

【事業者の要件】

- ① 県内に事業所をもつ法人又は個人であること。
- ② 発注への対応（商品梱包、一定期間内の発送、問合せ対応等）が可能であること。
- ③ 食品衛生法、食品表示法等、その他関係法令の定める規定に違反していないこと。

【商品の要件】

- ① 製造若しくは加工の最終工程が宮城県内で行われたもの又は県内の業者が企画し、県内産の主原材料を使用して製造された商品であること。
- ② 季節商品を除き、継続して通常の需要に応じられる程度の生産量を有すること。
- ③ 販売価格は、製造原価及び消費者の立場から納得できる、合理的かつ妥当なものであること。

- (ハ) 販売商品数は、1事業者当たり20商品程度とし、特集ページ全体で2,000商品以上を目安とすること。
  - (ニ) 公平・公益性をもって県内各地域の事業者及び多様なジャンルの商品を選定すること。
- ホ 県産品事業者向けフィードバック情報取りまとめ
- (イ) 特集ページを経由して県産品を購入したユーザーのデータを収集・蓄積すること。
  - (ロ) 蓄積したデータを活用し、県産品事業者の今後の販売戦略や商品の改善に繋がるような、商品ジャンル別のデータを取りまとめ、電子データを発注者へ提出すること。商品ジャンルの定義は、特集ページを開設したECモールのジャンル分けに準拠するが、可能な限り細分化したジャンルのデータを取りまとめること。
  - (ハ) データは、数値やデータの羅列ではなく、県産品事業者が閲覧することで、自社で販売戦略や商品の改善に活用できる示唆が得られるような内容・表現とすること。
- (2) アンテナショップ型店舗の出店・運営
- 上記(1)で特集ページを開設したECモール内に、県産品を取りまとめて販売する店舗(以下「アンテナショップ型店舗」という。)を出店すること。アンテナショップ型店舗の出店に当たっては以下に留意すること。
- イ 店舗運営事業者の選定
- アンテナショップ型店舗を運営する事業者を選定し、運営させること。  
 なお、運営事業者は次の要件をすべて満たす事業者とする。
- (イ) 県内に事業所があること。
  - (ロ) 県内で生産又は製造された農林水産物及び加工品について、幅広く精通しており、実店舗又はECにおいて販売実績があること。
  - (ハ) 商品の受注から配送までの一連の管理及び顧客対応が可能であること。
- ロ 出店時期
- 特集ページの開設と同時に出店すること。運営期間は令和7年3月31日までとする。  
 なお、委託期間終了後の運営について、基本的に継続を妨げないが、運営方法に当たっては発注者と協議すること。
- ハ 出店経費
- アンテナショップ型店舗の出店及び運営に係る経費のうち、以下の項目については本業務委託料に含むものとする。その他必要な経費は、運営事業者が負担することを基本とするが、運営への支障が想定される場合は、必要に応じて県と協議すること。
- (イ) 店舗トップページ及び商品ページ制作費用(サイトデザイン、基本設計、各種設定等)
  - (ロ) 商品登録、出店準備、出品者との商流・物流の構築等に係る経費
  - (ハ) ECモール出店に係る経費
  - (ニ) 出品者との各種調整に係る経費(人件費を除く。)
- ニ 販売商品の選定
- (イ) アンテナショップ型店舗内で販売する県産品を募集し、選定すること。  
 なお、募集にあたっては、自社ECサイトでの販売経験がない事業者に対し、積極的に出品を促すこと。
  - (ロ) 出品事業者及び商品の要件は上記(1)ニ(ロ)に準ずるものとする。  
 ただし、商品については、特集ページを開設するECモール内で既に販売している商品は対象外とする。また、自社ECサイトでの販売経験がない事業者の商品を積極的に取り扱うこと。
  - (ハ) 販売商品の価格は、出品事業者の希望する小売価格及び卸売価格を基本とする。  
 ただし、運営事業者が運営に必要な経費等を踏まえ、運営事業者が出品者と協議の上、決定することとする。

(ニ) 販売商品数は300商品以上を目安とすること。

ホ 出品事業者のフォローアップ

本アンテナショップ型店舗を、EC未参入事業者又はEC参入間もない事業者のテストマーケティングの場として位置づけ、出品事業者に対し、アンテナショップ型店舗での販売データやアクセスデータを活用して、今後のEC販売戦略やEC販売に向けた商品の改善及び自社ECサイトの開設や運営改善等に繋がるよう、フォローアップを図ること。

フォローアップ方法については、随時発注者と協議の上、決定すること。

(3) デジタル広告配信

上記(1)及び(2)で開設した特集ページ及びアンテナショップ型店舗に誘客するためのデジタル広告を配信すること。

イ 広告媒体

スマートフォンでの閲覧を前提とし、SNS広告、ディスプレイ広告、リスティング広告等を想定するが、ターゲットへの到達率、クリック率、費用対効果等を考慮して最適な広告媒体を提案し、発注者と協議の上、決定すること。

ロ 広告素材

ターゲット及び広告媒体を踏まえ、バナー等の効果的な広告素材を制作すること。

ハ 配信期間・配信数

特集ページに向けた広告については、上記(1)ホの商品ジャンル別の購買データについて、想定する購入率を勘案して十分な信頼性を担保できる配信期間及び配信数を提案し、発注者と協議の上、設定すること。

アンテナショップ型店舗に向けた広告については、上記(2)ホを踏まえ、事業者のテストマーケティングの場として機能するよう、適切なKPIを提案し、発注者と協議の上、最適な配信期間及び配信数を設定すること。

(4) 業務実績報告

イ 業務実施期間中

売上の動向を把握するため、特集ページ及びアンテナショップ型店舗の販売実績及び広告配信結果をまとめた販売状況報告書を作成し、電子メールにより発注者へ提出すること。販売状況報告書の提出期限は、特集ページ及びアンテナショップ型店舗開設の翌月以降の毎月7日までとする。

ロ 業務完了後

業務完了後は速やかに業務完了報告書を指定様式で郵送により発注者に提出すること。加えて、委託期間を通じた業務実施経過、広告配信結果及び業務運営を通じて見出された今後の本事業に関する課題等をまとめるとともに、本事業の効果を評価した実績報告書を作成し、PDF形式で郵送及び電子メールにより発注者に提出すること。

5 成果物

(1) 提出物

提出物名称	様式・提出数	提出方法	提出期限
特集ページデザイン	任意様式・電子データ (JPEG 又は PDF 形式)	電子メール	令和7年3月31日
アンテナショップ型店舗デザイン	任意様式・電子データ (JPEG 又は PDF 形式)	電子メール	令和7年3月31日

バナー等 ※広告、特集ページ 及びアンテナショッ プ型店舗で使用した もの	任意様式・電子データ (JPEG 又は PDF 形式)	電子メール	令和 7 年 3 月 3 1 日
事業者向けフィード バック情報	任意様式・電子データ	電子メール	令和 7 年 3 月 3 1 日
販売状況報告書	任意様式・電子データ (Excel 形式)	電子メール	特集ページ及びアン テナショップ型店舗 開設の翌月以降の毎 月 7 日
業務完了報告書	指定様式・紙媒体 1 部	郵送	令和 7 年 3 月 3 1 日
実績報告書	任意様式 A 4 判・紙媒体 3 部及び 電子データ (PDF 形式)	郵送及び電 子メール	令和 7 年 3 月 3 1 日

(2) 提出先

宮城県農政部食産業振興課県産品販売支援班  
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1  
電子メール： s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp

6 留意事項

- (1) 本業務の作業体系について、再委託の有無を含めて企画提案書に記載すること。再委託する場合は、再委託先の名称、住所、再委託理由、再委託予定金額、業務の役割分担及び業務の履行能力等についても企画提案書に記載すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守するとともに、本業務による成果物については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。
- (3) 成果物の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、全て発注者に帰属するものとする。また、成果物に係る著作者人格権について、受注者は、発注者が認めた場合を除き行使できないものとする。
- (4) 受注者は、この業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、この業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (5) 受注者は、この業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
- (6) 受注者は、業務着手前に発注者と十分な打合せを行い、業務内容について確認を行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、適切に対応すること。ただし、本仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。